



# 安芸高田 消防

安芸高田市消防本部・安芸高田消防署  
TEL 42-0931 FAX 47-1191  
http://www.akitakata.jp/ja/shisei/section/119/



# 安芸高田 警察

安芸高田警察署 ☎47-0110  
市役所危機管理課 ☎42-5625



## 防火豆まきで鬼退治

2月の初めに5か所の保育園又は保育所（みどりの森保育所、くるはら保育園、八千代南保育所、小田東保育所、ふなさ保育園）で防火豆まきを行いました。

みなさん大きな声で「鬼は外、福は内!!」と元気いっぱい豆を撒き、見事心の中にいる火遊び好きな鬼を退治することができました。



広島県警察では、平成32年(2020年)までに  
特殊詐欺の年間被害額を5億円以下とすること、  
交通死亡事故者数を年間75人以下とすることを目指し

めざせ!日本一安全・安心な広島県の実現  
『アンダー80作戦』~2020年に向けて~



## 減らそう犯罪 子どもの犯罪被害防止

子どもをねらった卑劣な犯罪が後を絶ちません。日頃から、子どもに身の危険を感じたときの対処法などを繰り返し教え、練習をさせておきましょう。子どもの居場所がわかる携帯電話などの防犯グッズを携帯させることも防犯対策の一つです。



① 知らない人には絶対に  
ついて行かない

② 連れて行かれそうになったら、  
大声で叫んだり、防犯ブザーや  
ホイッスルを鳴らす



子どもに  
教える  
4つの約束

③ 外で一人では遊ばない  
定められた通学路を集団で通る  
塾や習い事等への行き来は人通り  
の多い明るい道を選び、友だち  
と一緒に往復する

④ 遊びに行くときは、どこで誰  
と遊び、何時に帰るか家の人  
に言ってから出かける

子ども自身の危険回避能力を向上させ、地域全体で子どもの見守り活動に取り組みましょう。

## なくそう交通事故

春の全国交通安全運動

〈期間〉平成29年4月6日(木)から  
4月15日(土)

### 管内交通事故の特徴

- ・人対車1件 ・追突事故1件  
・出会頭衝突1件 ・車両相互1件

広島県交通安全年間スローガン

・『まだいける 渡れそうでも 待つゆとり』

### 安芸高田警察署メルマガ

身近な犯罪情報などを  
タイムリーに配信して  
います(右のQRコード  
から登録できます)



## 空き家

関連情報コーナー

〈お問い合わせ〉  
住宅政策課 ☎47-1202

### 空き家情報バンク制度のご案内

近年、全国的に空き家問題が発生しております。たとえ空き家であったとしても、空き家の所有者が適切な管理をしなければなりません。空き家の管理方法にお困りではありませんか?

安芸高田市では、空き家の有効活用を促進する一つの方法として「空き家情報バンク制度」を設けています。空き家情報バンクへ登録していただいた物件は、ホームページ等で空き家利用希望者へ公開しておりますので、物件の売買・賃貸をお考えの方は、空き家の有効活用方法の一つとして登録をしてみたいかがでしょうか。興味のある方、空き家の管理についてお困りの方は安芸高田市役所住宅政策課までご相談ください。

※空き家を「売りたい・貸したい」、その他管理・活用など、お気軽にご相談ください。

### ※空き家等とは

「建築物又はこれに附属する工作物であって、居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地(立木その他の土地に定着する物を含む)」をいう。

### ※特定空き家等とは

- ①そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- ②著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- ③適切な管理が行われないうことにより著しく景観を損なっている状態
- ④その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切な状態

### ★H28年度空き家バンク登録・成立状況(累計)

区分	1月末	2月末	H27年度まで
HP登録件数	43件	44件	
新規登録件数	25件	29件	
成立件数	21件	26件	75件
空き家利用希望者数	183人	186人	

## 毎年3月20日から4月20日は林野火災防止月間です

安芸高田市消防本部では、毎年3月20日から4月20日までを林野火災防止月間としています。この季節は全国的にも多くの火災が発生しており、安芸高田市でも火災が多発する時季を迎えています。近年大きな林野火災は発生していませんが、平成5年4月に吉田町で発生した林野火災は5日間燃え続け約250ヘクタールを焼失しました。



平成5年吉田町林野火災

林野火災を防ぐためにも、次のことを心がけましょう。

- ① 枯草などがある火災の起こりやすい場所では、火を使用しない。
- ② たき火などを行っている時はその場を離れず、離れるときには完全に消火する。
- ③ 強風時及び乾燥時には、たき火、枯草焼きをしない。
- ④ たばこは指定された場所で喫煙し、吸い殻を投げ捨てない。
- ⑤ 火遊びをしない。
- ⑥ たき火や枯草焼きなど、火を使用する際は、水バケツや消火器などの消火器具を準備して行う。



火災は小さな不注意から発生します。自分の家や地域から火災を起こさないよう、今一度火の取り扱いに十分注意してください。